

討議資料

高校生の自由な活動保障こそが政治参加への第一歩

—18歳選挙権に関する自民党「提言」批判と私たちの提案—

2015年8月 京都府立高等学校教職員組合

第189国会で公職選挙法の改正が全会一致で成立し、来年夏に実施される参議院選挙から選挙権を付与する年齢が18歳に引き下げられました。

これは戦後の新憲法制定にともない、女性への参政権保障とともに選挙権が25歳から20歳に引き下げられ、多くの青年に政治参加の道が開かれたのに続く画期といえるものです。一定数の高校生（特別支援学校高等部生も当然含まれます）が選挙権をもつ時代をむかえ、高校教育の現場には重要な課題が提起されています。私たちは「18歳選挙権」を歓迎し、若者の声が反映される政治の実現に向けて努力します。

そうした中であって7月8日、政権党である自由民主党（政務調査会文教科学部会）から「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」（以下「提言」）が発表されました。私たちは、教職員組合の立場から、「提言」の問題点を批判するとともに、「18歳選挙権」が若者の政治参加と民主主義の前進に寄与するものになるよう提言します。

I 18歳選挙権が“学校教育の現場に混乱をもたらす”という前時代的発想

まず異様さを感じたのが「学校現場の混乱を防ぐ…」という「提言」のタイトルです。

自民党（文教科学部会）のみなさんには、18歳選挙権が実施されれば、生徒が選挙運動や政治活動を校内で行ったり、教職員がそれに便乗して活動し「学校教育が混乱する」としか映らないのでしょうか。従って「提言」の内容は徹頭徹尾、「学校教育に混乱」をもたらさないための方策となっています。まったくもって古くさい発想としか思えません。

本来18歳選挙権は、参政権というすべての国民に保障された基本的人権を可能な限り広げていこうというものです。世界でも圧倒的多数の国々が選挙権年齢を18歳まで下げているのは当然です。基本的人権の拡大にあれこれと注文をつけ、「あれもダメ」「これはいけない」とするのは、若者に信頼を寄せていない証拠です。

18歳選挙権の成立を受けて、京都新聞は「広がる有権者～18歳から選挙権」という特集を組み、7月9日付紙面では立命館宇治高校の様子を紹介しています。国会で審議中の安保法案に対する討論や調査活動などを経て模擬投票を実施しています。高校生自身が主体的な学習を通して判断力を高めていることがよくわかります。

若者であれ高校生であれ、自由な活動の中から試行錯誤しながら真実を学び取っていくことには変わりありません。「学校の中だから…」と制限を設ける根拠は何もありません。

II 高校生・教職員の基本的人権を抑圧する「提言」

「提言」では、「学校における政治的中立性の徹底的な確立」をはかるためとして、いくつかの提言をおこなっています。*資料1「提言」（抄）参照

学校が政治的中立性を貫くのは当然のことです。しかし、高校生や教職員の政治的活動を抑えることはまったく別問題です。「提言」が高校生の政治的活動について、「学校内外において生徒の本分を踏まえ基本的に抑制的であるべきとの指導を高校が行えるよう、政府として責任をもって見解を現場に示すべき」としていることは言語道断です。

高校生が政治的活動を行うのは憲法に保障された基本的人権です。基本的人権を抑圧する仕事を高校

の教職員に行えというのでしょうか。

また「提言」は、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すよう「教育公務員特例法」の改正、教職員組合の収支報告を義務づける「地方公務員法」の改正などを打ち出しています。まったくの時代錯誤です。教職員はその職責から「地位利用」による選挙運動が禁止されていますが、一人の国民として政治的活動を行うことは制限されていません。18歳選挙権が実施されるのに便乗して、教職員の自由な政治的活動を抑え、教職員組合の自主性さえも奪おうというねらいであり、断じて許されません。

Ⅲ 18歳選挙権を安倍流「道德教育」の枠に押し込める意図

高校生の自由な政治的活動を抑制しながら、一方では「政治参加に関する副教材」の配布や高校新教科「公共（仮称）」など、高校教育への注文を提言しています。若者の政治参加をうながす主権者教育を政府や政権党がねらう「道德教育」の枠の中に押し込め、若者を政権与党に取り込もうとする意図が露骨です。政党があればこの副教材をつくれとか、新教科を設置して教えろということ自体が教育への介入に他なりません。時の政権党に都合の良い教育をすすめるという発想があるからこそ、主権者教育をすすめる授業実践に土足で介入する事態が起こっているのです。*資料2：山口県立柳井高校問題参照

本来の主権者教育とは、憲法の基本的人権に立脚し、高校生や若者が自由で主体的な判断ができるような機会を保障することです。「提言」に示されたような、政権与党に都合のいい「イデオロギー」を注入するものではありません。

Ⅳ 文部省「69通達」の撤回こそ重要

「提言」は、1969年当時の文部省初等中等局長通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（いわゆる「69通達」）について、公職選挙法改正に伴う「見直し」をするとしつつも、高校生の政治的活動の制限を正当化するものとして用いています。

「69通達」は、高校生は「未成年者」であり、「国家・社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし、むしろ行わないよう要請している」と政治的活動が望ましくない理由をあげています。さらには「基本的人権といえども、公共の福祉の観点から制約が認められる」とし、「放課後、休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動」すら禁止するよう指導を求め、違反者には懲戒等の「適切な措置」を指示する、憲法違反のとんでもない「通達」です。

「69通達」は、18歳選挙権による若者の政治参加を真っ向から否定するものです。文部科学省は速やかに「69通達」を撤回すべきです。

Ⅴ 18歳選挙権を契機に高校生を主権者として成長をうながす教育活動をすすめ、若者の政治参加をすすめましょう

以上、時代錯誤の「提言」の問題点を踏まえて、18歳選挙権の実現を若者の政治参加を前進させる契機とするために、私たちは次の提案を行います。

- (1) 世界一窮屈な日本の選挙運動を規定する公職選挙法を改正し、買収・妨害等の規制以外の規定を廃止して、国民と若者の自由な活動を保障する選挙法制にあらためます。また、被選挙権年齢を当面20歳に引き下げ、若者の政治参加を促進します。
- (2) 高校生の政治活動と選挙権行使を抑制するいっさいの規制を設けません。学校内外の活動について、高校生の市民的権利を制限するいっさいの規制を排除します。暴力等の反社会的行為については一般法規で適切に対応すべきです。
- (3) 文部科学省がすすめる副教材の作成・配布、官製の模擬投票など教育内容への介入に反対します。
- (4) すべての学校で生徒の発達段階に即して、憲法と子どもの権利条約にもとづく主権者教育をすすめます。教科・教科外を問わず、「高校生を主権者として成長をうながす」視点から自由闊達に教育

実践をすすめ、交流をはかります。学校現場の自主的・主体的な教育活動に対する介入・干渉を許さず、政治や選挙について自由に語り合える学校環境をつくります。

(5) 児童・生徒を主人公にした学級・生徒会などの自主活動をすすめます。学校の教育活動に対する児童・生徒の声をいかす参加と共同の学校づくりを大切に、子どもたちの健全な批判力を養い、主権者意識を育てます。

(6) 当面のとりくみとして、来年夏の参議院選挙までに、18歳選挙権をテーマにした討論会、高校生フォーラム、生徒・保護者・教職員による三者懇談会など、若者の政治参加を考える多彩な機会を作ります。また、それぞれの教科の立場から、18歳選挙権を教育課程に位置づけた教育活動を検討・実践します。

(7) 教育行政に対して、「選挙権の行使は憲法に保障された国民の大切な権利である」との観点から、高校生への広報活動を行うよう求めます。投票日当日の公式試合抑制など、高校生の選挙権行使を保障するための措置を管理職・教育行政に求めます。

資料 1

「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」(抄) 自由民主党政務調査会

1. 政治参加等に関する初等中等教育の抜本的充実

○ 子供達が国家・社会の形成者としての意識を高めて、主権者として社会参画の意義についての深い理解の上に、その自覚を持って責任を果たすという意欲と態度を育むため、次のような施策を行い、政治だけではなく社会や経済の在り方など主権者として求められる知識の習得や自覚を高める教育を抜本的に充実させる。

①まずは… すべての高校生に対して政治参加等に関する副教材を配布(模擬選挙や模擬議会、ディベート等の体験活動にすぐに使えるワークシート、公職選挙法に関する知識等)

②さらに… 我が党が提言した高校新科目「公共(仮称)」の創設や、小・中学校段階からの政治も含めた社会参加に関する教育の充実を含む学習指導要領の抜本改訂の推進(平成32年度以降、小学校から全面実施)及び実施までの間にこれらの指導を効果的に行うための冊子の作成・活用の推進

2. 混乱を未然に防ぐための学校における政治的中立性の徹底的な確立

○ 学校に政治的イデオロギーが持ち込まれたり、学校が政治闘争の場になったりして混乱することを断固として避けるために、

①高校生の政治的活動については… 政治参加等に関する教育の充実とは一線を画し、高校教育の目的を達成する観点から引き続き適切な生徒指導が必要。昭和44年の文部省初等中等教育局長通知「高等学校における政治的教養と政治的活動に

ついて」を公職選挙法改正に伴って見直しつつ、高校教育の目的を達成する観点から、高校生の政治的活動は学校内外において生徒の本分を踏まえ基本的に抑制的であるべきとの指導を高校が行えるよう、政府として責任をもって見解を現場に示すべき。

②教員の指導や政治的活動については… 教員の日々の指導や政治的活動については、政府としてその政治的中立性の確保を徹底すべき。また、政治の責任において、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための教育公務員特例法等の改正を行い、偏向を防ぐための具体的手立てを確立する。

3. 大学、家庭、政治やマスコミなど社会全体での取組の充実

○ キャンパス内での期日前投票所の設置など、大学における取組や、家庭、政治、マスコミなど社会全体での啓発等を通じ、子供達や新たに有権者になる若者の政治参加意識の向上に取り組む。また、政治の責任で、保護者が子供を連れて投票できるように公職選挙法の改正を図る。

○ 特に、政治の舞台で活躍する者は、幼少期から子供たちが我が国や政治に対する関心を喚起するように積極的に支援し、未来の有権者である子供たちと政治との距離を縮めるべく、「顔の見える」対話を推進。

* 「提言」全文は自民党HP「ニュース・政策」に掲載 <https://www.jimin.jp/news/policy/>

こんな動きもある — 山口県立柳井高校への圧力問題 —

1. 柳井高校の主権者教育

6月24日、柳井高校2年の「現代社会」の授業。「平和主義と我が国の安全保障」に関する内容を授業計画にそって実施。安保法制について生徒自身が事前に論点や意見を整理した上で授業に臨み、32人を8グループの班に分けて討議し、まとめられた意見をグループの代表者が発表した。討議の結果、法案に対して「賛成」が2グループ、「反対」が6グループでした。各グループの代表者の発表を聞いて、32人が「最も説得力のあると思うグループ」に投票し、結果は「賛成グループ」に3票、「反対グループ」に29票でした。授業後の生徒の感想では「現代の政治について詳しく知るいい機会になった… 18歳になったらしっかり政治の論点を学んで投票したい」など、主権者としての意識が高まったという結果が示された。

2. 県議会の追求に教育長が謝罪

7月3日、県議会一般質問で自民党県議が、討議の参考資料として生徒に配布した新聞が2紙（「朝日」と「日経」）のみだったとして、「政治的中立性に疑問を感じる」と指摘。その上で「法案や国会議事録をもとにした方がよい授業になる」とした。教育長は「テーマの全体像や背景を理解させるための多様な資料の提供ができていなかった。時間も十分でない形で投票させた。県教委の指導も不十分だった」「法案への賛否を問う形になり、配慮が不足していた」と謝罪し、主権者教育の指導指針を今後まとめるとした。その後も自民党県議などが「国会で審議中のテーマを取り上げたのは適切か」「安保法制に反対の先生が主権者教育を利用して政治活動をやった」と授業批判を行った。

3. 政治の教育介入に抗議し学校教育の主体性尊重を求める

山口県高教組などは要求書を県教委に提出。4つ

の観点で抗議した。

(1) 模擬投票は世界で広く授業に取り入れられており、問題視することに疑問。当該授業の模擬投票は「法案への賛否」を問うたのではなく、「最も説得力のあるグループ」に投票するものだった。

(2) 政治的中立性を担保するためには、複数紙であればその活用は教職員の判断によるべき。生徒も自宅の新聞やテレビニュースなどを参考にしており、新聞2紙では不十分という根拠はない。

(3) 授業の2日前に資料を配付し、生徒は自身の意見をまとめて授業に臨んでいる。授業進度上、本時の授業に時間を費やすのは現実的ではなく、現場の実態を理解していない。

(4) この授業についての「県教委から学校への指導」は、学校の主体性や教員の自主性を奪いかねない。

4. 「時代錯誤」「議会で議論する話ではない」教育学者の見解

○「生徒が自由に意見を述べ、討論できる環境で結論を出したのであれば問題はない。そこに教育長が口を挟むのは教育の自由を奪うことを意味する…（教育長の発言は）政治教育に試行錯誤する現場を萎縮させることにつながる、時代錯誤的な発言だ」（村山士郎大東文化大学名誉教授）

○「未来の主権者を育てるため、教育長は現場で試行錯誤しながら主権者教育に取り組む教師を守るべきだ。学問の自由を大切にしないと政治的な討論は難しくなり、若者の低投票率の傾向も変わらないだろう。（議会のような）政治的場面で議論する話でもない」（竹内常一國學院大学名誉教授）

〔山口県高教組新聞7月20日付から抜粋引用〕

*この討議資料を活用して18歳選挙権について議論する機会をつくりましょう。18歳選挙権、高校生と政治などに関する情報、動きなども本部に寄せてください。

京都教育センター高校問題研究会公開研究会

“どうする！18歳選挙権”

9月19日（土）13:30～16:30 京都教育文化センター301号室

講演：毛利崇弁護士、高校生の特別報告など